３　学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次回の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者については第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号ロ(1)から(5)までに該当する者及び第二号ロ(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

（試験の免除の申請）

第五条　令第三十八条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

（受検票の交付）

第六条　国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中第二十三条の改正規定　公布の日

二　第一条中第十七条の十四の改正規定（「その日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない」を「同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない」に改める部分に限る。）、別記様式第二十五号の四記載要領11の改正規定及び別記様式第二十五号の七記載要領８の改正規定　令和三年一月一日

（建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に改正法第一条の規定による改正前の建設業法第十九条第一項に規定する書面の交付を同条第三項に規定する情報通信の技術を利用する方法により行う場合に講ずる措置が適合すべき技術的基準については、第一条の規定による改正後の建設業法施行規則（以下「新規則」という。）第十三条の四第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合における施工体制台帳、再下請通知、施工体系図及び法第四十条の三に規定する帳簿の記載事項及び添付書類については、新規則第十四条の二第一項及び第二項、第十四条の四第一項、第十四条の六並びに第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　新規則第十八条の三の経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和三年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和二年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例による。

第五条　新規則第十八条の三第三項第二号ハの登録を受けようとするものは、施行日前においても、新規則第十八条の二十三の規定の例により、登録の申請をすることができる。

２　国土交通大臣は、前項の申請があつた場合においては、施行日前においても、新規則第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五の規定の例により、登録をすることができる。この場合において、当該登録は、施行日にその効力を生ずる。

３　学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次回の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者については第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号ロ(1)から(5)までに該当する者及び第二号ロ(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

（試験の免除の申請）

第五条　令第二十七条の七の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

（受検票の交付）

第六条　国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第二十七条の七に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第二十七条の七に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第二十七条の七の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。